

## ウェブサイト1面応募写真を掲載することについての論点整理

## 【現在の取扱い】

委員会において協議の都度、応募作品のうちで季節感等が合う作品を候補作品として資料化し、1面掲載作品を選定している。また、1面写真に選ばれなかった応募作品についても、継続して次回以降の候補写真としている。

		パターンA	パターンB	パターンC
論点①	ウェブサイトに掲載する応募写真について (範囲と今後の取扱い)	ウェブサイトへの掲載は、 <u>応募のあった全作品</u> とし、今後も1面写真の選考対象とする。	ウェブサイトへの掲載は、 <u>1面に掲載された作品以外</u> とし、今後も1面写真の選考対象とする	何らかの基準等(※1)を設け、今後選考の対象とする作品を決め、 <u>その作品以外</u> をウェブサイトに掲載する。

		パターンA	パターンB	パターンC
論点②	掲載の仕方について	「1面写真ウェブ掲載イメージ」(11月16日委員会資料)のとおりジャンル分けで掲載を行う。 各ジャンルへのリンクにおいてサムネイル写真は用いない。	「1面写真ウェブ掲載イメージ」のとおりジャンル分けで掲載を行う。 各ジャンルへのリンクにおいてサムネイル写真は、何らかの基準を設け(※2)行っていく。	「1面写真ウェブ掲載イメージ」とは、異なる形で掲載する

・前提として、ウェブサイトに掲載する作品は、応募者の了解が得られたもので、著作権や肖像権などの問題がないことが確認されたものに限る。

※1 応募のあった年代で区切りをつけるなど(例:過去5年分までを選考対象とする。)

※2 掲載写真をローテーションしていくなど(例:応募のあった年の古い順に掲示し、おおむね定例会ごとに替えていく。)

<確認事項> 転用防止について :市のウェブサイトと同様に個人情報、著作権について注意を促すページへのリンクあり。